

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 第二種奨学金の支援制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず修業年限を超えて在学することになった者や、休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者を対象に以下の制度を実施しております。奨学金を希望する者は申請を行って下さい。

1. 第二種奨学金の貸与期間延長（最高学年の学生対象）

【申込要件】

以下の①～③をすべて満たすこと

- ①令和2年度に最高学年で第二種奨学金の貸与を受けている者
※令和2年度の途中で貸与終了する者を含む
- ②新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職の内定取り消しを受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず標準修業年限を超えて在学することとなった者
- ③卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

【提出期限及び提出場所】

提出期限：2021年1月5日（火）

提出場所：所属のエリア支援室学生支援

【貸与期間】

最大1年間の延長が可能

2. 第二種奨学金の継続貸与（休学中の学生対象）

【申込要件】

以下の①～③をすべて満たすこと

- ①令和2年度に第二種奨学金の貸与を受けている者
- ②新型コロナウイルス感染拡大の影響を機に、令和2年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者
※令和2年4月以降、既に休学し当該活動を行っている者も対象です。
※申請時において既に復学し、令和2年度末までに当該活動を行わないことが確定している者は対象外です。
- ③②の休学期間の活動が有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者
※「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」等の活動内容であることが認められる場合は対象となります。

【提出期限及び提出場所】

提出期限：2021年1月5日（火）

提出場所：所属のエリア支援室学生支援

【貸与期間】

最大1年間の継続が可能

1及び2の申請書類は所属のエリア支援室で受け取ってください。

3. 第二種奨学金の新規貸与（休学中の学生対象）

【申込要件】

以下の①～④をすべて満たすこと

- ①第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること
- ②推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を機に、令和2年度（2020年度）中に休学してボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行っている学生
※2020年3月までに休学し、活動を開始する者は 対象 です。
※申請時において既に活動が終了し、令和2年度末までに活動を行わないことが確定している者は 対象外 です。
- ④休学期間の活動が、「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」など有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

【提出期限及び提出場所】

提出期限 : 2020年12月25日（金）

提出場所 : 所属のエリア支援室学生支援

【貸与期間】

貸与始期 : 休学期間における活動開始年月（2020年4月～2021年3月）

貸与終期 : 原則、卒業予定期

4. 緊急特別無利子貸与型奨学金の再募集について

【概要】

第二種奨学金（有利子）制度を活用しつつ利子分を国が補填し、**実質無利子**で貸与できる奨学金制度です。

【申込要件】

以下の①～⑤をすべて満たすこと（外国人留学生を除く）

- ① 第二種奨学金の推薦基準（人物・学力・家計）を満たしている人
- ② 推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていない人
※過去に第二種を辞退し、現在受給していない学生は申請可能です
- ③ 家庭から多額の仕送りを受けていない人
（授業料を含む仕送り額が150万円以上ではないこと）
- ④ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高い人
- ⑤ 学生等本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少（目安：50%以上減少）した人（これからアルバイトを予定していた人も含む）※2020年1月以前と比較

【提出期限及び提出場所】

提出期限 : 2021年1月4日（月）

提出場所 : 所属のエリア支援室学生支援

【貸与期間】

貸与始期 : 2021年1月

貸与終期 : 2021年3月

3及び4の申請書類は筑波大学ホームページに掲載しています。